

高知市総合運動場野球場売店運営業務に係る公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知市総合運動場野球場売店運営業務

(2) 事業の目的

高知市（以下「本市」という。）は、高知市総合運動場野球場（以下「野球場」という。）における売店の使用者（以下「使用者」という。）について、公募により選定します。

(3) 事業内容等

使用者は野球場をはじめ高知市総合運動場の来場者に対し、そのニーズに合う飲食の提供や物品の販売を行い、常に集客のためのサービス向上に努めるものとします。

(4) 売店の許可期間及び営業開始日

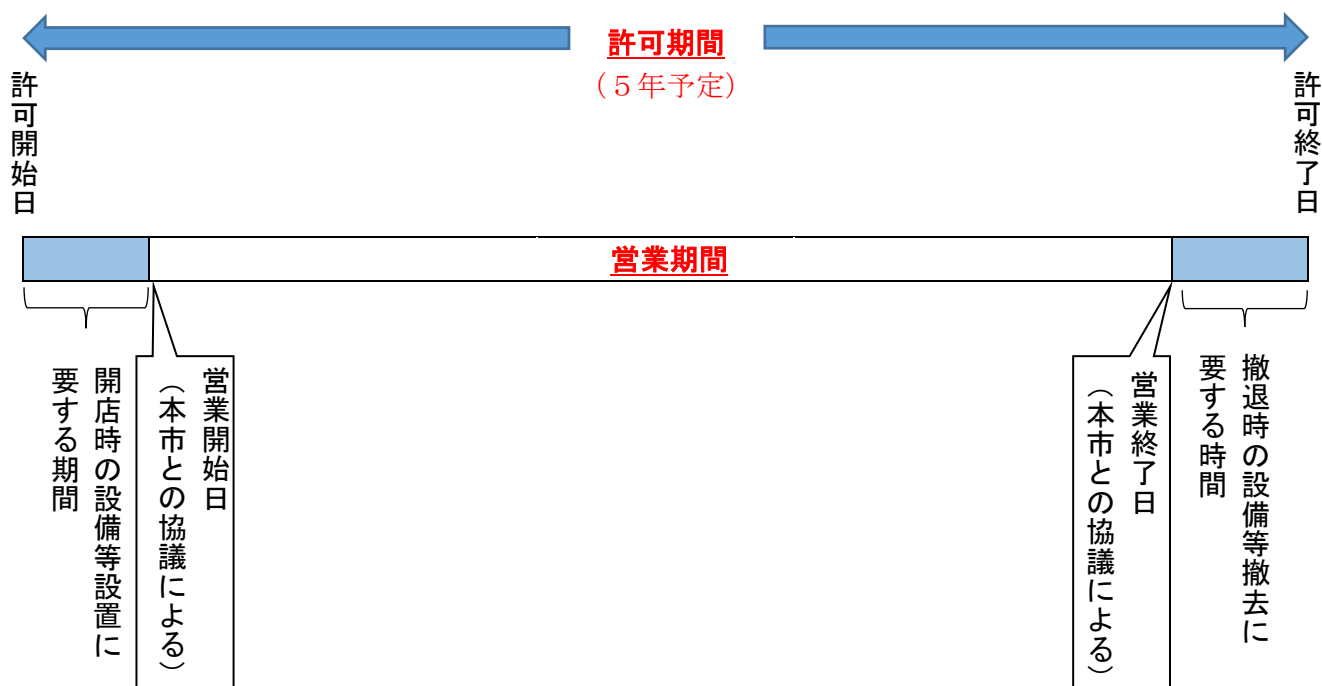
許可期間は、許可開始日から5年間（予定）とします。なお、許可期間には、売店の設備等の設置及び撤去に要する期間を含みます。

許可開始日及び営業開始日は、本市と使用者との協議の上決定しますが、令和8年度末まで野球場に関する工事を予定しているため、営業開始時期は令和9年3月から4月までの間を想定しています。

(5) その他

本市では、公共施設等に愛称を付けていただく「ネーミングライツ」を導入しています。高知市総合運動場では、令和6年10月1日から愛称の使用を開始しており、積極的に使用してください。

施設名	愛称	ネーミングライツパートナー
高知市総合運動場 野球場	日本トーター高知市総合運動場 日本トーター野球場	日本トーター株式会社



2 参加資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

また、要件を満たしている複数の個人又は法人（以下「運営事業者」という。）による共同提案のグループ参加も可能とします。ただし、グループでの参加申込にあたっては、1 運営事業者につき 1 件の申込とし、当該グループの構成事業者は、他の共同提案グループの構成事業者になることは不可とします。また、グループ参加を行う場合の使用許可申請は、代表事業者が行い、全ての構成事業者は共同提案の事業について連帯して責任を負うこととします。

なお、フランチャイズ方式での参加も可能とします。その場合は、フランチャイズ加盟業者との責任分担を明確に示した文書等、フランチャイズ加盟業者との関係性がわかる文書を提出してください。フランチャイズ方式の場合は、フランチャイズ加盟店を 1 事業者と見なします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市の令和 8・9 年度物件等競争入札参加資格を有する者、又は参加意向申出書提出時に「7 参加申出書及び審査」の 6～13 の書類を提出し、入札参加資格を満たしていると認められる者。
- (3) 前号の資格の取得にかかる申請が間に合わない場合は、「7 参加申出書及び審査」に記載の必要書類を提出することができること。
- (4) 参加意向申出書の提出期限から使用許可までの間に、高知市競争入札指名停止措置要綱の規定による停止措置又は指名回避を受けていない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立がなされていない者。又は、申立をした者にあつては、再生計画認可の決定、又は更生計画認可の決定がされている者。
- (6) 代表者又は役員等が、高知市事業者等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 28 号）第 4 条各号のいずれかに該当しない者。
- (7) 営業に際して、許可、資格または免許を必要とするものは、野球場売店での営業についても、許可を取得し、資格者又は免許者を従事させることができること。
- (8) 本プロポーザルに関する説明会に参加していること。

3 選定委員会の設置

プロポーザル方式による企画の審査を厳正かつ公正に行い、運動場市利用許可の相手方となる業務予定者（以下「予定者」という。）と次点者を選定するため、「高知市総合運動場野球場売店運営業務プロポーザル選定委員会」を設置します。

審査基準は、別紙「高知市総合運動場野球場売店運営業務に係る公募型プロポーザル審査要領」のとおりとします。

4 運動場市利用許可の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容について、選定委員会で、あらかじめ定められた審査基準に基づき公正な審査をした上で、予定者と次点者を選定します。（最も得点の高い者が複数の場合は、以下の項目の得点を優先し選定します。優先順位①運営方針、②実施体制。いずれも同点の場合は選定委員会により予定者を決定します。）

なお、この選定は、売店の運営に際して、企画提案書の内容を全て承認するものではありません。

予定者の選定後、予定者と本市は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の

履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには運動場市利用許可に向けた手続に進み、交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が改めて本市と交渉を行うこととなります。

5 説明会

本プロポーザルに関する説明会を次のとおり行います。ただし、1 参加者（運営事業者又はグループ構成事業者）あたり 2 名までの参加とします。

なお、説明会へ出席していない場合は、本プロポーザルに参加することができませんので、参加を予定している事業者は必ず出席してください。

（１）日時

令和 8 年 10 月 23 日（金）集合時間については申込者に別途通知します。

（２）場所

高知市大原町 158 番地 高知市総合体育館 2 階 会議室

（３）参加方法

令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 3 時までに、説明会参加申込書（様式第 1 号）を持参、郵送、FAX 又は電子メールのいずれかで提出してください。

なお、説明会当日は本募集要領及び様式集を高知市スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）のホームページより出力し、各自持参してください。

（参加申込先）「13 問合せ先」に同じ

6 質疑と回答

質疑は、令和 8 年 10 月 27 日（火）午後 3 時（必着）までに質疑書（様式第 2 号）により、持参、郵送、FAX 又は電子メールのいずれかで提出してください。

（質疑提出先）「13 問合せ先」に同じ

質疑と回答の内容は、令和 8 年 10 月 29 日（木）にスポーツ振興課のホームページに掲載します。

なお、本プロポーザルに関する質疑は、説明会での質疑応答以外は、全て質疑書（様式第 2 号）によるものとし、電話・口頭での問い合わせや受付期間外の質疑・照会は受け付けません。

7 参加申出書及び審査

（１）参加意向申出書

本プロポーザルへの参加を希望する業者は、参加意向申出書（様式第 3 号）に資格要件の確認書類を添えて申込してください。申込にあたって提出する書類・提出部数等は次のとおりです。

【提出書類（各 2 部）】※官公署発行にかかる証明書は 1 部正本、他の 1 部はコピー）

NO	提出書類の名称	内容	様式
1	参加意向申出書	グループ参加の場合は、代表事業者を選定し、すべての構成事業者が記名・押印をしてください。	様式第 3 号
2	委任状	本プロポーザルの参加に関して、支店等に委任する場合に提出してください。	様式第 4-1 号 任意様式可
3	委任状（代表事業者）	本プロポーザルの参加に関して、 グループ事業者の代表へ委任する場合 に提出してください。	様式第 4-2 号 任意様式可
4	誓約書	グループ参加の場合は、代表事業者が記名・押印をしてください。	様式第 5 号
5	事業者概要書	グループ参加の場合は、すべての構成事業者が提出してく	様式第 6 号

		ださい。 【添付資料】 (1) 営業内容に資格・免許等が必要とされる場合には当該資格等の写しを添付してください。 (2) パンフレットや会社案内等资料を添付してください。	
6	使用印鑑届	本プロポーザルに係る申請・使用許可等の手続に使用する印鑑を押印して提出してください。	様式第7号
7	登記簿謄本又は登記事項証明書 (個人の場合は身分証明書、登記されていないことの証明書)	グループ参加の場合は、すべての構成事業者が提出してください。 発行日から3ヶ月以内	原本
8	印鑑証明書	グループ参加の場合は、すべての構成事業者が提出してください。発行日から3ヶ月以内	原本
9	都道府県税・市町村税に係る納税証明書	グループ参加の場合は、すべての構成事業者が提出してください。発行日から3ヶ月以内 滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書	原本
10	国税に係る納税証明書	グループ参加の場合は、すべての構成事業者が提出してください。発行日から3ヶ月以内 未納税額がないことの証明が必要な税目は次の1～3の税目です。 【法人の場合】 1 法人税 2 消費税及び地方消費税 3 源泉所得税及び復興特別所得税(強制徴収分) 【個人の場合】 1 申告所得税及び復興特別所得税 2 消費税及び地方消費税 3 源泉所得税及び復興特別所得税(強制徴収分)	原本
11	社会保険料納入証明書または社会保険料納入確認(申請)書	発行日から3ヶ月以内(領収不可) 直近2年間に未納がないことの証明書	原本
12	個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書	市内業者又は準市内業者の方で、次のいずれかに該当する場合は提出してください。 ①従業員等の個人住民税の特別徴収を実施している個人事業者(法人は提出不要) ②審査基準日において、個人住民税の特別徴収義務者に該当しない場合 ※従業員等の個人住民税の特別徴収をすでに実施している法人の場合は提出不要です。	様式第8号
13	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書		様式第9号

※官民署等の証明書類は、申請書提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

※ ただし、令和8・9年度物件等競争入札参加資格を有している場合は、6～13 までの書類の提出は不要。

(2) 提出方法等

①提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

②提出期限：令和8年10月30日（金）午後4時30分（必着）

③提出先：「13 問合せ先」に同じ

(3) 資格審査

申込者から提出のあった参加意向申出書と関係書類をスポーツ振興課で確認します。申込者の資格要件の確認完了後、結果を「参加資格確認結果通知書」により申込者へ通知します。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

「参加資格確認結果通知書」により、資格要件に満たない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により高知市長に対して資格要件が満たされなかったことについての説明を求めることができます。

高知市長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「高知市総合運動場野球場売店運営業務に係る公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき企画提案書を作成してください。

(1) 提出方法等

①提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

②提出期限：令和8年11月30日（月）午後4時30分（必着）

③提出先：「13 問合せ先」に同じ

9 審査

別途定める「高知市総合運動場野球場売店運営業務に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。なお、参加者には、選定委員会に対するプレゼンテーションを実施する時間及び場所等の詳細について別途通知します。

10 プロポーザル日程

令和8年9月18日（金）	公募開始
令和8年10月22日（木）午後3時	説明会参加申込期限
令和8年10月23日（金）	説明会
令和8年10月27日（火）午後3時	質疑提出期限
令和8年10月29日（木）	質疑回答
令和8年10月30日（金）午後4時30分	参加意向申出書及び資格要件の確認書類提出期限
令和8年11月6日（金）（予定）	参加資格決定通知
令和8年11月30日（月）午後4時30分	企画提案書提出期限
令和8年12月4日（金）（予定）	選定委員会（プレゼンテーション）
令和8年12月11日（金）（予定）	審査結果通知

11 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します（市役所内及び選定委員会での使用に限る。）。
- (3) 提出された企画提案書は、高知市行政情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日条例第 68 号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、公開することにより、提案者が事業を営む上で、権利競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は条例第 9 条第 1 項第 3 号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を情報非公開希望申立書（様式第 10 号）により提出してください。
- (4) ただし、開示・非開示の判断は当該情報非公開希望申立書に基づき行うものではなく、当該情報非公開希望申立書を参考に、条例に基づき高知市が客観的に判断しますので、非開示の合理的な理由がないと判断される場合や公益上必要であると認められる場合などは公開する場合があります。
- (5) 事業予定者以外の企画提案の内容は、提出者の承諾なしに利用しません。

12 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の本市との契約等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- (2) 本プロポーザルに要するすべての費用は提案者の負担とします。
- (3) 参加意向申出書の受付以降に、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失う場合があります。
 - ①企画提案書の提出日時、提出場所、提出方法等が本募集要領に適合しないとき。
 - ②提出書類に虚偽の記載があると判明したとき。
 - ③提出書類に審査に影響する不備があったとき。
 - ④審査委員、本市職員又は本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
 - ⑤事業応募者の参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - ⑥その他、不正な行為があったと本市が認めたとき。

13 問合せ先

高知市文化観光スポーツ部スポーツ振興課 担当：西本

所在地 〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1-45 高知市役所本庁舎 3 階

電 話 088-823-2630

F A X 088-823-2631

メールアドレス kc-102300@city.kochi.lg.jp